



『友達に紹介すれば必ずもうかる』と言われて...



マルチ商法/マルチまがい商法

会員になって商品を販売すれば、マージン(紹介料)がもらえる商法。入会後に人を紹介すれば、収入が得られると告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために

- 友達に儲け話があると誘われても、簡単に次の人を誘えるわけではありません。たとえ、友達が契約してくれたとしても、今度はあなたが加害者になります。
- 商品を購入するために学生ローンや消費者金融を勧められたら、注意が必要です。「みんなが借りているから大丈夫」という言葉に惑わされないようにしましょう！



『契約完了。料金を請求します』と届いて...



架空請求/不当請求

アダルトサイトなどで、利用者が安易にクリックしたら「契約完了」「料金請求」などと表示され、不当に高額な料金を請求されるというワンクリック請求のトラブルが多発しています。また、「連絡がなければ法的措置を取ります」「最終通告」などと書かれた根拠のないメールなどを送りつけて連絡させようとする架空請求もあります。

カモにならないために

- 身に覚えのない請求には、応じる必要はありません。
- シャッター音がしても写真は実際には撮られていません。
- 「連絡するように」との文句に慌てて自分から連絡してしまうと、自分の個人情報を教えてしまうことになります。
- このような事業者からメールや電話が来たら受信・着信拒否設定や、メールアドレスを変更するなどの対策をとりましょう！



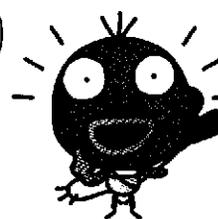
クレジット契約もサラ金も「借金」です！

「お金がない」と断ると、クレジット契約や無理やり消費者金融(サラ金)からの借入れをさせる手口が増えています。借金を返せなくなると、将来の信用に影響し、ローンが組めなくなることも…。売買契約は、自分の支払い能力の範囲内で行いましょう！

悪質商法カモ?と思ったら、消費生活センターへ相談しましょう!



経験豊かな相談員が、解決のお手伝いをします!



一人で悩まず、すぐ相談!

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフの手続きの手順

ハガキの書き方の例

① 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

② ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

③ ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

④ 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。



通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 ××××□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ
特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、
「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。
また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)
※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 03-3235-1155
多重債務相談 受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時

架空請求 03-3235-2400
専用相談 受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時



昭島市消費生活センター

〒196-8511

昭島市田中町 1-17-1 昭島市役所 2階 生活コミュニティ課内

042-544-9399

受付時間:月~金曜 午前9時~正午・午後1時~午後4時
(土日・祝日・年末年始はお休みです。)